

持続可能な魅力ある田園地域創出事業

企画運営業務委託仕様書

1 業務委託の名称

持続可能な魅力ある田園地域創出事業企画運営業務

2 委託事業の目的

持続可能な魅力ある田園地域（「世界が憧れる田園」）を創るため、地域の特色・資源を活用したボトムアップによる①地域のビジョン作成および②生業創出のための実証実験を支援し、地域の求心力向上と生業の創出を目指すもの

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 業務の内容

県が選定した支援対象者に対して、そのビジョン作成及び実証実験の伴走支援を行うこと。

<文言の定義>

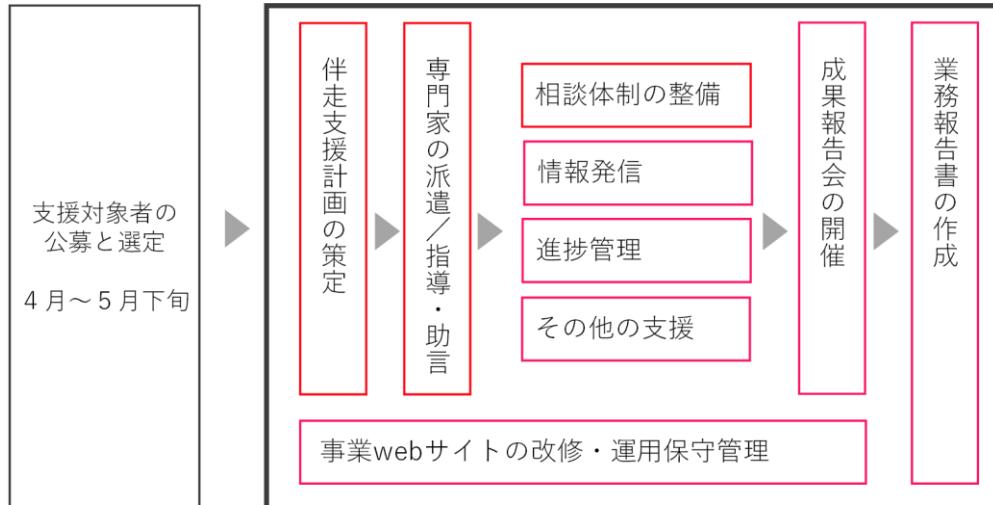
世界が憧れる田園地域：下記の特性を兼ね備え、国内外からの関係人口が集う田園地域

特性1：美しい景観があり、文化、歴史、習わしなど地域ならではのストーリーの魅力に興味関心を持った人が地域を訪れて体験し、深く実感できる場所

特性2：人と自然が共生し、地域の求心力とその時代に合った生業（なりわい）が新たに生み出されていく場所

ビジョン：地域が目指す将来像を言語化したもの。地域の特色・資源を活かして、国内外から人を惹きつけるための方向性と活動方針を明示したもの。

<事業フロー図>



<県において公募・選定する支援対象者の類型>

ア ビジョン作成支援コース：地域単位での魅力ある田園地域づくりにつながる求心力の向上と生業創出に向けたビジョンを作るコース

【申請要件】・「世界が憧れる田園地域」を目指すこと。

- ・県外からの関係人口や地元企業など多様な主体が関わること。
- ・支援対象者の年齢構成に偏りがないこと。

【選定上限数】2支援対象者

イ 実証実験支援コース：地域資源等を活用した持続可能な事業（生業）を創出する実証実験を行うコース

【申請要件】・地域づくりのビジョンに基づき、「世界が憧れる田園地域」を目指すこと。

- ・持続可能な事業を目指すこと。
- ・関係市町村との連携を図ること。

【選定上限数】2支援対象者

(1) 支援対象者に対する伴走支援の実施

ア 指導・助言等の実施

県が選定した支援対象者に対し、現在の課題・目標等のヒアリングを実施し、支援対象者別に伴走支援計画を策定すること。

策定した伴走支援計画に基づき、実情に合った指導・助言を実施するために専門家を派遣すること。

企画提案にあたって、派遣を想定する専門家の具体的な名前と想定する指導・助言の内容を提案するとともに、その専門家の了承を得ておくこと。

専門家の派遣頻度は、1支援対象者につき、少なくとも月2回程度（各2時間程度）とし、適切な頻度を提案すること。

受託者が特定の分野において、専門家として指導・助言することは妨げない。

受託者は、伴走支援事務局として隨時、支援対象者の相談に応じることとし、実施体制を体制図（任意様式）により提示すること。

なお、派遣する専門家の謝礼・旅費等の費用については受託者が負担すること。

<参考：県が想定する専門家の分野と指導・助言内容>

(ア) ビジョン作成型

専門分野（例）	指導・助言内容（例）
ファシリテーション	円滑な話し合いの運営、合意形成補助
地域コンサルティング	地域の強みと弱みの分析、実行性の検証
ファイナンス	補助金の申請方法、クラウドファンディングの実施方法

(イ) 実証実験型

専門分野（例）	指導・助言内容（例）
戦略コンサルティング	事業計画の課題抽出、戦略立案・改善
デザイン	プロダクトデザイン、クリエイティブ制作
マーケティング	市場調査、プランディング、販路拡大
ファイナンス	融資の獲得、収益性の向上

イ 指導・助言等のフォローアップ

指導・助言内容のフォローアップを適宜実施すること。

ウ 相談体制の整備

支援対象者からの相談事項に対応できる体制を整備すること。

エ その他の支援

その他、支援対象者向けのセミナーの実施等、支援対象者のモチベーションの向上や成長に資するような内容があれば、積極的に提案すること。

(2) 情報発信

「世界が憧れる田園地域」を目指す取組みの内容を県内に横展開していくため、事業 WEB サイトおよびその他の媒体により、支援対象者の取組み内容を周知すること。周知する内容には、令和 7 年度支援対象者の活動および令和 6 年度支援対象者の現況報告を含むものとする。その周知方法と発信頻度について提案すること。

また、問い合わせ等に対応できる体制を確保すること。

県内の地域づくりに関心がある個人・団体等に支援対象者の取組みを広く周知するため、成果報告会を開催することとし、その方法を提案すること。

(3) 進捗管理

ア 定期的に支援対象者の活動について進捗状況を確認し、作業上の問題点を早期に把握することにより委託期間内に活動を終了させること。

イ 県に対して 2 週間に 1 回程度の定期報告のほか、事業全体について県から指示があった際には、その指示に従い報告すること。

(4) 事業 WEB サイトの改修および運営・保守管理

事業 WEB サイトについては、改修、更新、サーバの調達、サーバのインストール、テスト等システム構築及び保守管理にかかる一切の業務を行うこと。

なお、令和 6 年度に係る事業 WEB サイト掲載内容の html データ及び画像等素材は、受託者決定後に県から提供する。

ア 事業 WEB サイトの改修

事業 WEB サイトについて、事業の募集・案内等に限らず、富山県が「世界が憧れる田園地域」づくりを目指す当該事業の取組み等を紹介するサイトに改修することとし、

その内容を提案すること。改修に当たっては、令和6年度に本事業により伴走支援した地域の活動内容および令和7年度に本事業により伴走支援を実施する地域の活動を閲覧できるようにすること。

なお、ホームページの改修等にあたっては県と協議を行うこと。

イ 事業 WEB サイトの運営

事業 WEB サイトのデザイン等は、利用しやすいように次の条件を満たすこと。

- (ア) Microsoft Edge、Firefox43 以上、Chrome47 以上及び Safari9 以上のブラウザに対応可能とすること。なお、上記ブラウザの新しいバージョンがリリースされた場合は対応すること。また、それ以前のバージョンであっても表示可能とするこ
- (イ) 各ページに統一したデザインのグローバルナビゲーションを表示させること。
- (ウ) 利用者が事業 WEB サイトを印刷する際に、書式が崩れないように配慮すること。
- (エ) 利用者が目的の情報を探すために、主要な検索エンジン (Yahoo!、Google 等) のキーワード検索を利用するこを考慮し、各ページを検索されやすいようにすること。また、検索結果の上位に表示されるよう工夫すること。
- (オ) 県職員が、隨時、ウェブ上から更新作業及び運営管理を簡易に行えるような機能を有していること。また、管理作業のためのマニュアルを作成し、必要に応じて研修の実施、県職員による更新作業等のサポートを行うこと。

ウ スマートフォン、携帯端末対応

レスポンシブデザインを採用するなど、PC データをベースにスマートフォン、携帯端末に対応したサイトを作成し、保守管理等を容易にすること。

エ サーバの調達及び運用保守

- (ア) 運営に必要なサーバ(容量その他システム運営に必要なスペックを考慮したものとする。)を調達し、必要な初期設定を行うこと。また、そのサーバについて適切な保守管理を行い、コンピュータ機器、その他作業に要する物品等を自己の責任において確保すること。

(イ) 調達したサーバについて、情報セキュリティに必要な措置を講じること。

なお、レンタルサーバを使用する場合、レンタルサービスを提供する者は次の要件を満たしていること

- ・レンタルサービス提供者においてセキュリティ対策等利用規約が明確化されていること。
- ・サーバの設置場所は、国内とし、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
- ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得していること、またはそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。
- ・利用している OS、ミドルウェアについて最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ・県で実施するホームページやネットワークの脆弱性診断を定期的に受診し、指

摘事項があれば対処すること。

- ・必要に応じて県の監査を受診すること。
- ・アクセスログを3箇月以上保存すること。

(ウ) サーバ及びネットワーク機器に障害が発生し場合、迅速に対応でき、1日以内に復旧が可能な体制を整備し、その体制を書面で県に報告すること。

オ ドメイン

事業WEBサイトのドメインは、委託契約終了後も残存する有効期限まで管理すること。なお、令和8年度に本事業が実施され、企画運営業務に係る受託者が決定した場合は、当該受託者にドメインを引き継ぐこと。

カ 引継ぎ等

本契約の完了または解除により業務が終了する場合、終了日までに本業務を県が継続できるよう必要な措置を講じるとともに、他社に移行する作業を支援すること。具体的な引継ぎの内容は次のとおりとする。

(ア) データの引継ぎ

受託業者は次のデータを無償で提供すること

- ・HTMLファイル、CSSファイル、イメージファイル等コンテンツを構成するファイル
- ・その他、DBに格納されているデータ。

なお、出力形式はCSVを原則とすること。

(イ) データ移行の支援

受託業者はコンテンツを構成するファイルのディレクトリ構造及びDBからCSVとして出力したデータの各カラムについて、説明書を作成すること。

カ 電子納品

以下の電子データについて、メール等で納品すること。

- (ア) ホームページの改修後、公開開始日時点のコンテンツデータ
- (イ) システム操作マニュアル
- (ウ) 画面遷移図
- (エ) WBS及び制作・運用保守スケジュール

キ スケジュール

- (ア) ホームページの改修 提案内容による
- (イ) ホームページの保守管理 契約締結日から令和8年3月31日まで

【事業WEBサイトのURL】

<https://denen-toyama.jp/index.html>

5 納入成果物

(1) 納品物

本業務の納品物は次のとおりとする。

- ア 県との打合せ、定期報告、選定委員会の実施の際に作成した資料等の電子データ
- イ 本事業にかかる情報発信の際に発生した成果物(動画、画像、テキストデータを含む)

ウ 事業 web サイト

エ 業務報告書

事業全体の報告書を提出すること。業務報告書には、支援対象者の事業開始時の課題、実施した指導・助言の内容及び成果、支援対象者における今後の課題なども記載すること。

報告書は1部（簡易製本）、電子データ1式とする。

（2）納入期限

令和8年3月31日

（3）納入場所

富山県知事政策局企画室成長戦略課

6 留意事項

- （1）受託者（実施体制に加わる事業者等を含む）は、支援対象者として応募ができないものとする。
- （2）本業務の実施にあたっては、県内の市町村や自治振興会等の地縁団体、まちづくり団体等と積極的な連携及び情報交換を行い、事業効果を最大限高めるよう努めること。
- （3）本業務の実施に伴い、取得した個人情報を本業務以外で利用しないこと。
- （4）本業務は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- （5）業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- （6）その他、委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議をすること。